

# 指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主な内容と、業務の内容を表示しています。

登録番号	富山県知事第1号
登録の有効期間	令和7年4月7日から令和12年4月6日まで
機関の名称	一般財団法人 富山県建築住宅センター
主たる事務所の住所	富山県富山市舟橋北町4番19号 電話番号(076)439-0248
代表者の氏名	理事長 渋谷 克人
業務区域	富山県全域
建築物の区分	<p>確認検査の業務の区分は次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>指定機関省令第15条第1項第1号の建築確認等(ただし、法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を除く。)の規定による確認に限る。)</li><li>指定機関省令第15条第1項第2号の完了検査(ただし、法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を除く。)の検査に限る。)及び中間検査(ただし、法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を除く。)の検査に限る。)</li><li>指定機関省令第15条第1項第2の2号の仮使用認定(ただし、法第7条の6第1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2号において準用する場合を除く。)の認定に限る。)</li></ol>
取り扱う建築物	<p>確認検査の業務を行う範囲は、都市計画区域内の一戸建ての住宅(自動車車庫等以外の住宅以外の用途を兼ねるものを除く。)又はその敷地内に設ける附属建築物の新築、増築及び改築で、次に掲げる建築物とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち、階数が2以下、延べ面積の合計が300平方メートル以下、高さ16メートル以下の木造建築物(構造計算で構造の安全性を確認する場合、法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定を要しない方法で確認する場合に限る。(法6条の3第1項ただし書きの規定による審査対象方法は除く。)第2号において同じ。)</li><li>法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち、階数が2以下、延べ面積の合計が300平方メートル以下、高さ16メートル以下で法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分の有する建築物</li><li>法第6条第1項第3号に規定する建築物</li></ol>
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査、仮使用認定